

## 南島原市議会議長交際費の支出及び公表に関する基準

### (趣旨)

第1 この基準は、公正で透明性の高い議会を推進し、市議会の円滑な運営に資するため、議長が市議会を代表して行う交際に要する経費(以下「交際費」という。)の支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (支出)

第2 議長は、市議会の運営及び市政にとって有益と認めるもの、並びに交際上必要であると認めるものについて、予算の範囲内で議長交際費を支出する。

### (支出区分)

第3 交際費は、次の区分に基づいて支出することができるものとする。

- (1) 慶祝 慶事及び各種行事、総会、式典等に係る経費
- (2) 弔慰 葬儀又は法要における香典及び供物に係る経費
- (3) 見舞 病気、災害及び事故等の見舞いに係る経費
- (4) 接遇 議会運営上必要と認められる場合の渉外等に係る経費
- (5) その他 議長が特に必要があると認められるもの

### (交際費の公表内容)

第4 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 第3、各号に掲げる支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

### (公表の時期)

第5 交際費の公表は毎月行うものとし、支出した月分を翌月末日までに行うものとする。

### (公表の方法)

第6 交際費の公表は、市のホームページ掲載により行うものとする。

### (その他)

第7 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この基準は、平成22年6月22日から施行し、平成22年度分の支出から適用する。